令和○年(ワ)第○○○号 損害賠償請求事件

原告 A

被告 医療法人Y

争点整理案

5 第1 請求

10

15

20

25

被告は、原告に対し、4728万3748円及びこれに対する令和3年8月8日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、Bが分娩のため被告が運営するY病院(以下「被告病院」という。)に入院中、脳内出血が生じたところ、被告病院産婦人科のC医師が、子癇であると誤診して頭部CT検査を実施せず、速やかに高次医療機関へ転送すべき義務を怠った結果、Bが脳内出血により死亡したと主張して、Bの夫である原告が、被告に対し、診療契約上の債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償金4728万3748円及びこれに対する令和3年8月8日(不法行為日)から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実(争いがない事実及び括弧内に掲記の証拠により容易に認定できる 事実)

(1) 当事者

- ア B (平成3年6月1日生) は、平成30年5月5日に原告と婚姻し、令和3年8月7日、分娩のためa県b市所在の被告病院に入院し、同月8日午前5時47分ころc県d市所在の○○病院へ転送され、同月16日、同所にて死亡した。
- イ 被告は、被告病院を開設・運営している医療法人である。 C医師は、令和3年8月当時、被告病院産婦人科に勤務していた。
- (2) 診療経過等(甲A1~6, 乙A1~11)